

長寿命化計画に向けた治山施設調査について

国(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)で平成 25 年 11 月に決定した「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、平成 26 年 8 月に林野庁が策定した「インフラ長寿命化計画(行動計画)」、それに沿って林野庁が作成した「治山施設個別施設計画策定マニュアル(平成 30 年 3 月改定)」に基づき、個別の施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、計画的な老朽化対策を実施していくこととしています。

1 根拠計画等

○インフラ長寿命化基本計画

(H25. 11. 29 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)

- ・個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- ・メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- ・産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

○林野庁インフラ長寿命化計画(行動計画)(H26. 8. 19 林野庁策定)

- ・行動計画の内容：個別個別計画の策定、ロードマップ(平成 32 年を目処に策定)、長寿命化対策に向けたガイドライン・マニュアルの作成

○個別施設計画に係るガイドライン(H28. 3. 28 林野庁策定)

- ・林野庁インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、施設管理者が作成する個別施設計画について、考慮すべき基本的な考え方や手順を示したもの。

○治山施設個別施設計画策定マニュアル

(林野庁により平成 28 年 3 月に案が作成され、最新は平成 30 年 3 月改定版)

- ・林野庁インフラ長寿命化計画(行動計画)に係る治山施設及びその周辺の状況を的確に把握し、個別施設計画の策定を円滑にするとともに、治山施設の点検・診断や長寿命化対策(維持作業、補修、機能強化、更新)を、統一かつ効果的・効率的に行うことを目的とし、計画策定の範囲、計画対象からの除くことが出来る施設の指針、点検の種類、頻度等、健全度評価基準、過去の事例などが示されたマニュアル。

○千葉県公共施設等総合管理計画(行動計画)(平成 28 年 2 月千葉県策定)

- ・国の基本計画(インフラ長寿命化基本計画)に基づく地方公共団体が策定する行動計画。
- ・県有施設の老朽化や利用需要の変化に対応するため県有施設の総合かつ計画的な管理に向けた中長期的な方向性を示したもので、治山施設も社会基盤施設として位置付けられている。(8,500 箇所計上されているが、そのうち、個別施設計画の策定の対象となる施設は 4,000 箇所)

2 対象施設

「治山施設個別施設計画策定マニュアル」に従い下表のとおりとしています。

種 別	工 種
溪 間 工	谷止工、床固工、護岸工、流路工、水制工
山 腹 工	土留工、水路工、法枠工、グラウンドアンカー工、補強土工、吹付工、落石予防工、落石防護工
地すべり防止工	水路工、ボーリング暗渠工、集水井工、杭工、アンカー工
海岸防災林造成 (防潮工)	防潮堤、防潮護岸、消波工、消波堤、突堤

3 進め方

今年度(平成 30 年度)より、治山施設機能強化事業（農山漁村地域整備交付金）を活用し、点検・診断等の調査を行い、平成 32 年度までに個別施設計画の策定することを予定しています。

計画策定後は計画的に対策工事を実施し、施設の維持管理・更新等を着実に進めていきます。また、5～10 年おきに再点検・診断実施していきます。

